

2020年6月号 (Vol.1)

## 米国輸出管理規則（EAR）をめぐる最新動向 中国及び中国企業向けの直近の改正を中心に

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. EAR の概要	パートナー 石本 茂彦 TEL. 03 5223 7736 <a href="mailto:shigehiko.ishimoto@mhm-global.com">shigehiko.ishimoto@mhm-global.com</a>
III. 中国、ロシア、ベネズエラ等に向けた「軍事最終用途」等向けの輸出・再輸出規制の強化	パートナー 梅津 英明 TEL. 03 6212 8347 <a href="mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com">hideaki.umetsu@mhm-global.com</a>
IV. ファーウェイ等を対象とする直接製品規則及び Entity List の見直し	パートナー 高宮 雄介 TEL. 03 6266 8744 <a href="mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com">yusuke.takamiya@mhm-global.com</a>
V. 人権侵害に関与したとされる団体を含む中国に関連する団体の Entity List への追加	アソシエイト 宮岡 邦生 TEL. 03 6266 8738 <a href="mailto:kunio.miyaoka@mhm-global.com">kunio.miyaoka@mhm-global.com</a>
VI. まとめ	アソシエイト 木内 遼 TEL. 03 5293 4849 <a href="mailto:ryo.kiuchi@mhm-global.com">ryo.kiuchi@mhm-global.com</a> アソシエイト 小坂 翔子 TEL. 03 5293 4855 <a href="mailto:shoko.kosaka@mhm-global.com">shoko.kosaka@mhm-global.com</a>

### I. はじめに

米国では、近時の世界情勢等の影響を踏まえ、米国輸出管理規則（Export Administration Regulation、以下「EAR」といいます。）を含む貿易管理・輸出管理に関する規制強化の動きが続いており、特に最近では、中国及び中国企業に向けた米国からの輸出や日本を含む第三国からの米国原産品・組込品の再輸出に関する規制が大幅に強化されています。

本ニュースレターでは、海外と取引を行う日本企業にとって外為法とともに最も注意を要する規制のひとつである EAR に関し、まず制度の概要を説明した上で（II）、中国及び中国企業をターゲットとした直近の改正として、①中国、ロシア、ベネズエラ等に向けた「軍事最終用途」等向けの輸出・再輸出規制の強化（III）、②ファーウェイ（華為）等を対象とする直接製品規則及び Entity List の見直し（IV）、③人権侵害に関与したとされる団体を含む中国に関連する団体の Entity List への追加（V）について解説します。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

## II. EAR の概要

米国の安全保障貿易管理は、非常に複雑な規制体系となっており、規制主体や規制品目が異なる複数の制度が組み合わさって構成されています。

中でも重要となるのが、米国商務省産業安全保障局（The Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。）が管轄する輸出管理改革法（Export Control Reform Act）とその下位法令の米国輸出管理規則（EAR）であり、軍事用としても非軍事用としても利用可能な汎用品目（Dual-Use Items）について、米国原産品目の輸出・再輸出・国内移転<sup>1</sup>（以下「輸出・再輸出等」といいます。）を規制しています。

EAR は「その規制の対象となる品目の輸出と再輸出に対して適用される規制」であり、米国の国内法を米国外にも適用する「域外規制（Extraterritorial Control）」を採用しています。すなわち、EAR 対象品目が米国から他国に対し輸出される場合のみならず、当該他国からそれ以外の国に向け輸出される場合にも、EAR の規制対象となります。

仮に、日本企業が EAR に違反した場合には、罰金や禁固といった刑事罰の対象となり得るほか、後述する取引禁止顧客（Denied Persons）に指定されれば、実質的に海外に関連する取引の多くから締め出される可能性もあります。そのため、日本企業が、米国から輸入した米国原産品等を日本から第三国へ輸出する際にも、EAR の規制には十分注意する必要があります。

EAR の規制の対象品目には、(i) 米国内にあるすべての品目（原産地を問わない）、(ii) 米国原産の全ての品目（現所在地を問わない）、(iii) デミニミス値を超えて米国原産品を組み込んだ非米国製品目（商品、ソフトウェア、技術）（組込品）、(iv) 米国由来の技術、ソフトウェアを直接使用して米国外で作られた製品（直接製品）が含まれます。なお、実務上重要となるデミニミス値は、多くの仕向地を対象にした取引においては 25% となりますが、一部の仕向地及び品目によってはより低い値が定められていることもあるため注意が必要です。

EAR 対象品目のうち、輸出・再輸出等にあたって実際に事前の許可が必要とされるか否かについては、①EAR の規制品目リスト（Commerce Control List）に該当する品目があるか否か、②最終仕向地、③最終用途（end use）、④最終需要者（end user）を考慮して判定されることとなります。

具体的には、問題となる対象品目がリスト規制品目である場合（対象品目に 5 桁の ECCN（Export Control Classification Number）が割り当てられている場合）には、国別の通商規制表（Commerce Country Chart）を参照して、仕向地と規制理由、規制レベ

<sup>1</sup> 「国内移転（transfer (in country)）」とは、同一国内において、EAR の対象品目の最終用途又は最終需要者が変わることをいいます。なお、EAR はその他に、同一国内においてその国以外の国籍保持者に対して EAR の対象となる技術を移転することを、「みなし輸出」や「みなし再輸出」として規制しています。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

ルから許可（License）の可否を判定します。さらに、許可が必要とされた場合には、少額特例（SLV：Shipment of Limited Value）や民生需要者向けの輸出（CIV：Civil End-Users）等の許可例外（License Exemption）に当たらないかを判定することとなります。

一方で、リスト規制品目に該当しない場合には、EAR99 というカテゴリーに分類され、ほとんどの場合は輸出・再輸出等に当たっての許可は不要となります。ただし、Denied Persons との取引や、Entity List に掲載されている個人・事業者との取引等一般禁止事項とされる行為に関しては、リスト規制品目か否かを問わず許可申請の対象となり、事案毎に確認は必要になるものの、原則不許可となるため注意が必要です。

### Ⅲ. 中国、ロシア、ベネズエラ等に向けた「軍事最終用途」等向けの輸出・再輸出規制の強化

2020年4月28日、BISは、Ⅱで概要を紹介したEARについて、①中国、ロシア、ベネズエラを仕向地とする「軍事最終用途（military end use）」ないし「軍事最終需要者（military end user）」向けの輸出・再輸出等に適用される許可要件の適用範囲を拡大し、また、②中国、ロシア、ベネズエラを含むグループD:1に属する国向けに設けられていた許可例外の見直し（CIVの撤廃及びAPRの見直し）をしました。①及び②のうちCIVの撤廃については、同年6月29日に施行が予定されています。

本改正は、トランプ政権における、中国やロシアの軍事的・経済的台頭に対抗するための米国の安全保障・外交戦略の一環として位置づけられており、先端技術等の分野の品目に関し、中国、ロシア、ベネズエラにおいて軍事利用がなされるおそれを従来の許可要件よりも広く捉えること等により、対象品目の輸出・再輸出等に広く網をかける内容となっています。特に「軍民融合」を国策として掲げ、民需部門と軍需部門の区別が必ずしも明瞭でない場合もある中国との取引については、規制の適用範囲がかなり広がることが想定され、ビジネス上大きな影響が出る可能性があります。

#### 1. 「軍事最終用途」向け輸出等に関する許可要件の強化

本改正の対象となる許可要件は、対象品目（後述）の輸出・再輸出等を行おうとする者が、当該品目が中国、ロシア、又はベネズエラにおける「軍事最終用途」ないし「軍事最終需要者」向けとの認識（knowledge）を有している場合（又はBISからその旨の通知を受けた場合）には、当局の許可を得ることなく輸出・再輸出等を行うことを禁止するというものです。

当該許可要件は、もともと2007年に、中国の軍事力増大への懸念を背景に中国への「軍事最終用途」向け輸出・再輸出等を対象に創設されたものですが、その後2014年にロシア、ベネズエラにも適用対象が拡大されるとともに、ロシア、ベネズエラについては「軍事最終需要者」向けの輸出・再輸出等にも許可が必要とされていました。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

本改正により、①「軍事最終用途」の定義の拡大、②対象品目の追加、③これまでロシア及びベネズエラのみ適用されていた「軍事最終需要者（military end user）」要件の中国への適用拡大がなされ、輸出・再輸出等に際して許可が必要になる範囲が大幅に拡大されました。

まず「軍事最終用途」の定義の拡大（上記①）についてみると、本改正前は、軍需品（武器等）に直接組み込まれる物品のほか、軍需品の「使用」のための物品が「軍事最終用途」に含まれるとされていました。もっとも、ここにいう「使用」の定義が、軍需品の「運用、設置、保守、補修、分解検査及び（and）改装」に供されることとされ、これら6項目の全てに該当する必要があるため、適用となる品目は比較的限られていました。

これに対し、本改正では、「軍事最終用途」が、軍需品の「運用、設置、保守、補修、分解検査、改装、開発又は（or）生産」を「助長又は貢献する（supports or contributes to）」ことと定義し直されたため、これらの1つにでも該当すれば（例えば武器等の「補修」に「貢献する」ものであれば）、「軍事最終用途」に該当することになります。そのため、一見軍事用途とはあまり関係なさそうに見える物品の輸出・再輸出等であっても、本ライセンス要件の対象となる可能性があります。

次に対象品目（上記②）については、従来から一定の材料、化学物質、電子装置、コンピュータ、通信機器、センサー、航空宇宙、ソフトウェア、技術等の品目が本ライセンス規制の対象とされてきましたが、今般新たに加わった品目には、汎用の電子装置（前述した5桁のECCNで3A992）、電子機器の部分品（同3B991）、一定のソフトウェア（同3D991）等が含まれており、一般消費者向けのコンピュータ、携帯電話、ソフトウェア等も品目によっては規制対象となる可能性があります。

さらに、上述のとおり、「軍事最終需要者」要件が、従前のロシア、ベネズエラに加え、中国向けの輸出・再輸出等にも適用されることになりました（上記③）。

「軍事最終需要者」には、国防軍、警察、諜報機関といった部門だけでなく、「軍事最終用途」を「助長（support）」することがその機能として意図された組織も含まれるとされています。この点、上記のとおり「軍民融合」が進んだ中国においては、「軍事最終需要者」要件の適用範囲がかなり広がることも想定され、例えば中国の造船会社に部材等を供給する場合に、同じ会社が軍とも取引をしているというだけで規制対象となる可能性があるといわれています。

なお、本許可要件については、いわゆる「否定の推定（presumption of denial）」が適用され、対象となる輸出・再輸出等については、許可を申請しても一般に認められる可能性は低いと考えられます。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

### 2. 中国、ロシア、ベネズエラを含む D:1 国向け輸出等に関する許可例外（CIV 及び APR）の見直し

本改正では、上記 1.に加え、これまで中国、ロシア、ベネズエラを含むグループ D:1 に属する国（北朝鮮を除く。）向けの輸出・再輸出等にも適用されていた許可例外の 1 つである CIV が撤廃されました。

CIV は、グループ D:1 に属し米国の国家安全保障上の懸念がある国向けに、EAR 規制品目リスト（CCL）記載の一定の国家安全保障（NS）規制品目を輸出等する場合に、最終用途・最終需要者が民生需要者向けである場合には個別許可を不要とするものですが、この許可例外が撤廃されることにより、従前 CIV に該当し、許可が不要だった輸出・再輸出等についても今後は許可が必要となります。

同様に、日本を含むグループ A:1 に属する国又は香港から所定品目（米国原産品目や組込品）の再輸出を行う場合に適用されていた APR（Additional Permissive Reexport）と呼ばれる許可例外（再輸出国における貿易管理の要件に適合していることを条件として米国当局による許可を不要とする規定）についても、グループ D:1 に属する国についてはこれを撤廃することが検討されており、2020 年 6 月 29 日を期限とするパブリックコメントに付されています。

### IV. ファーウェイ等を対象とする直接製品規則及び Entity List の見直し

2020 年 5 月 15 日、BIS は、ファーウェイ及び関連法人（以下「ファーウェイ等」といいます。）が、米国の技術やソフトウェアを用いて製造された半導体製品等を第三国経由で獲得することを防ぐため、EAR の一部である直接製品規則（Foreign-Produced Direct Product Rule）及び Entity List を改正し、即日施行しました。

直接製品規則とは、もともとは、米国由来の一定の技術又はソフトウェアを直接用いて製造された一定の外国製品（直接製品）について、輸出許可または許可例外無しに、中国を含むグループ D:1 国及びイラン、北朝鮮等のテロ支援国等（E:1、E:2 国）に再輸出することを禁止する制度です。

ファーウェイについては、米国政府は、既に 2019 年 5 月及び 8 月に、ファーウェイ及び 114 の関連法人を Entity List に追加し、これら企業への EAR 規制対象品目の輸出・再輸出等を原則不許可としていました。しかし、第三国経由での規制逃れが横行していたことから、本改正では、特定の ECCN に該当する米国の技術又はソフトウェアを用いて米国外で製造された直接製品についても、ファーウェイ等向けとの認識（knowledge）がある場合には、許可や許可例外がなければ再輸出や米国外からの輸出を行うことができない旨の条項が新たに追加されました。仕向地が D:1 に属する国等に限定されない点や、製造された製品（直接製品）自体は特定の ECCN に限らず全ての

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

製品が規制対象となる点において、従来の直接製品規則の範囲が拡大されています。

より具体的には、次の2つの場合に、ファーウェイ等向けと認識しながら輸出・再輸出等を行うことが原則として禁止されます。

- ① ファーウェイ等が製造・開発し、かつ、特定の ECCN に該当する米国原産技術・ソフトウェア（又はその組込品等）を用いて製造された外国製品。例えば、ファーウェイの関連法人が米国原産ソフトウェアを使って集積回路の設計を行った場合、当該設計が EAR の規制対象となります。
- ② 特定の ECCN に該当する米国原産技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント等を用いて製造され、かつ、ファーウェイ等が製造又は開発した技術・ソフトウェアの直接製品である外国製品。例えば、ファーウェイ関連法人の技術を用いて集積回路を設計し、かつ、米国原産技術を用いた海外の工場において当該設計に基づく集積回路の製造を行う場合、当該集積回路が EAR の規制対象となります。

特に②については、ファーウェイ等によるどの程度の関与があった場合に、ファーウェイ等が技術・ソフトウェアを「製造又は開発」したと評価されるのか必ずしも明確ではないため<sup>2</sup>、実務上慎重な対応が必要となります。日本企業においても、既に、ファーウェイ等との取引に関連すると認識している場合には、製造・開発過程を検証し、当該要件に該当しないかを事前に確認するなどの対応が必要になってきており、実務上影響が出始めています。また、半導体受託生産最大手の台湾積体回路製造（TSMC）がファーウェイからの新規受注を停止したことも報じられており、今後同様の影響が拡大する可能性もあります。

本改正の例外としては、施行日（2020年5月15日）より前に製造を開始し、9月14日より前に輸出・再輸出等が行われる場合には例外が認められるほか、一定の取引に適用される暫定包括許可（temporary general license）が8月13日まで延長されました。この暫定包括許可は、既にファーウェイ等との間で締結されていた契約に基づいて運用されているネットワーク及び機器の維持・サポート、サイバーセキュリティー調査等を対象とするものですが、8月13日以降は例外対象の見直しや撤廃が予定されています。

なお、本改正と関連する動きとして、米国は、2019年8月以降、国防権限法（National Defense Authorization Act）に基づきファーウェイを含む5社を政府調達の対象外とし、更に2020年8月13日からは、5社の製品・サービスを、自社システムの「実質的若しくは本質的構成要素」又は自社システムの一部をなす「重要技術」として扱う企業との取引の禁止も予定するなど、ファーウェイへの締め付けを強めています。

<sup>2</sup> この点に関しては、本改正は、2020年5月15日の施行後も同年7月14日までパブリックコメントに付されているため、その動向も注視する必要があります。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

## V. 人権侵害に関与したとされる団体を含む中国に関連する団体の Entity List への追加

2020年6月5日、EARのEntity Listに新たに中国の33の政府機関・民間企業が追加されました。Entity Listに記載のある団体との取引は一般禁止事項に該当することになり、BISに対する許可申請の対象となりますが、許可申請を行ったとしても原則不許可になるとされているため注意が必要です。中国に関連する企業等のEntity Listへの追加は、ファーウェイ等をはじめとして近年徐々に数が増えているところ、今回の追加はそうした動きの一環ではあるものの、人権侵害に関与した団体であることを理由とする追加も含まれている点で特徴的な追加といえます。

今回、人権侵害に関連した団体であることを理由にEntity Listに追加されたのは、新疆ウイグル自治区において、ウイグル族、カザフ族等のイスラム系少数民族に対する、抑圧、恣意的な身体拘束、強制労働、最先端技術による監視等の国家的人権侵害行為に加担していたと判断された以下の9団体であり、顔認証技術を取り扱うCloudWalk Technology、AI事業を行うNetPosa等の監視技術を取り扱う著名企業が含まれていません。

- China's Ministry of Public Security's Institute of Forensic Science
- Aksu Huafu Textiles Co.
- CloudWalk Technology
- FiberHome Technologies Group
- Nanjing FiberHome Starrysky Communication Development
- NetPosa
- SenseNets
- Intellifusion
- IS'Vision

近年、新疆ウイグル自治区における人権問題は、強制収容や拷問等の報道がなされ国際的にも批判を受けている状況であり、BISは、2019年10月にも、新疆ウイグル自治区における国家的人権侵害に関与していたとして、監視カメラ大手の「海康威視数字技術（ハイクビジョン）」及び「大華科技（ダーファ）」を含む、28の団体をEntity Listに追加していました。今回のEntity Listへの追加は、この2019年10月のEntity Listへの追加を補うものとなります。

なお、今回のEntity Listへの追加に際し、米国の国家安全保障の観点からは、新たに24の団体がEntity Listに追加されています。これらの組織の追加は、これまでと同様、これらの政府機関及び民間企業が、米国の物品及び技術の中国における軍事転用のための調達の支援を行う危険性を有すると判断されたことによるものです。

## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

上記の通り、今回の BIS による Entity List への追加に際しては、昨年 10 月のハイキュービジョン、ダーファ等の追加に続く流れとして、人権侵害に関与する団体であるという観点から考慮されているところ、最近では欧州においても人権侵害との関連という観点からの輸出管理規制の強化が進められていることも踏まえると、今後こうした動きがますます広がることも考えられます。この点、人権侵害に関与する団体であることを理由とした輸出管理の強化は、従来広く行われていた安全保障の観点からの輸出管理とはやや様相が異なっており、映像監視技術や顔認証技術、AI 技術等、近年日本国内で急速に普及している技術が用いられている製品やサービスが影響を受ける状況となっています。今後も人権侵害という観点からの輸出管理規制の強化が続く可能性があることを考えると、これらの製品やサービスを取り扱う日本企業は、各国における今後の輸出管理規制強化の動きに十分注意を払う必要があると考えられます。

## VI. まとめ

EAR は、米国における安全保障貿易管理の枠組みの一つではあるものの、日本から第三国へ製品を再輸出する場合にも適用され、違反した場合には米国が関連する国際取引から締め出されるリスクもあることから、日本企業にとっても遵守が必要になる場面が少なくありません。特に中国との関係では、ここ最近規制の強化が続いており、日本企業にとっても、中国関連の取引に大きな影響が生じる可能性があります。

EAR は、外為法に基づく輸出管理の枠組みと同様、対象品目に適用される規制の内容を判断するためのプロセス等が非常に複雑であり、制度の変更も頻繁に行われていることから、ビジネス上継続的な留意が必要です。

## ※ 森・濱田松本法律事務所通商法プラクティスグループのご紹介

森・濱田松本法律事務所通商法プラクティスグループでは、今号で取り扱った米国輸出管理規則を含む安全保障貿易管理関連の助言のほか、外資規制に関する助言、ダンピング調査や WTO 紛争解決手続への関与等、様々な通商法案件を取り扱っております。

本グループのメンバーには、2017 年から 2020 年まで WTO の上級委員会で法務官として執務した経験を有する宮岡 邦生弁護士や現在経済産業省安全保障貿易管理政策課に出向している大川 信太郎弁護士をはじめ、各種公的機関での出向経験や委員会等での委員就任経験のある弁護士が多数所属しており、豊富な知見を活かした助言を提供しております。



## INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN

### 文献情報

- 論文 「かけ算で理解する独禁法の道標 4 第 21 回独禁法と通商法」
- 掲載誌 Business Law Journal No.143
- 著者 高宮 雄介

### NEWS

- The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました  
Best Lawyers®（ベスト・ロイヤー）による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。  
Trade Law 分野では、大阪オフィスの江口 拓哉弁護士が選ばれております。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com